

第2号様式

平成29年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成30年2月21日(水) 13:30~15:25 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 遠藤 和義 (大学教授)	
審議対象期間	平成29年8月1日から平成29年11月30日まで	
抽出案件	総件数 64件	(備考)
工 一 般 競 争	45件	
標 準 指 名 競 争	0件	
事 随 意 契 約	9件	
簡易公募型プロポーザル方式	0件	
業 一 般 競 争	4件	
簡易公募型競争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	5件	
委員からの意見・質問, それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見 具申又は勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
1 工事の発注状況について 意見・質問なし	
2 業務の発注状況について 意見・質問なし	
3 応札者が一者であった契約について 意見・質問なし	
4 指名停止の運用状況について 意見・質問なし	
<p>5 工事抽出案件について</p> <p>(1) 平成29年度千葉刑務所収容棟建具改修工事</p> <p>競争参加資格等審査委員会を書面決裁で行っているが、添付されている決裁様式では、誰が委員会の構成員であるか不明確であるので、決裁様式を改めるなどの措置が必要ではないか。</p> <p>本件について、予定価格はどのように作成したのか。</p> <p>部品代を見積もるときは、複数から見積りを依頼しているのか。</p> <p>部品代の定価と実際の取引価格とが乖離している場合もあることから、予定価格を作成する際には、実際の取引価格を考慮する必要があ</p>	<p>競争参加資格等審査委員会を書面決裁で行う場合は、誰が委員会の構成員であるか明らかとなるような決裁様式に改めるよう、現地官署に対して指導等を行う。</p> <p>部品代については参考見積り、諸経費については、算定基準に基づいて算定をしている。</p> <p>基本的には複数から見積書を徴取しており、本件は3者から見積書を徴取している。</p> <p>ご意見を踏まえつつ、適正な予定価格の作成に努めたい。</p>

る。

参考見積りを依頼した業者であっても入札に参加できるのか。

参加は可能である。なお、予定価格については参考見積りを参考にしつつ、積算資料等を元に作成しているため、参考見積りの金額と予定価格の金額が必ずしも一致するわけではない

(2) 平成29年度八街少年院静穏室棟等新営工事

入札不調後に随意契約を行っているが、随意契約を行った理由は何か。

本件は、工事を完成させなければならない時期が決まっており、工事期間を考慮すると、再度一般競争入札を行う期間を確保できないことから、予算決算及び会計令第99条の2に基づき随意契約を行ったものである。

設計事務所に積算業務を行っているが、そのような発注は多いのか。

実施設計業務は積算業務が含まれている。

積算業務を行った設計事務所がどこであるのかは公表されているのか。

入札公告及び入札説明書において当該工事の設計業務を行った設計事務所の名称を明示している。

積算業務を行った設計事務所と関係する工事業者が入札に参加する可能性があるのではないか。

入札公告及び入札説明書において、発注工事に係る設計業務を行った設計事務所及びその設計事務所と資本若しくは人事面において関係のある業者は入札に参加できない旨、明示している

6 業務抽出案件について

(1) 平成29年度札幌刑務所職員宿舎1号棟等耐震診断業務

予定価格について、国土交通省の耐震診断業務の基準に基づき作成しているとのことであるが、それにも関わらず、耐震診断業務については

入札公告時に耐震診断の基準を示しているほか、予定価格の積算についても国土交通省の基準に基づき積算しているところであるが、入札参加者がど

低入札が続いているようであるが、この点をどのようにとらえているか。

下請けに一部業務を委託する場合は、入札額にどれだけの下請委託料があるのか確認を行うのか。

低入札調査において提出させた下請委託料のうち、人件費の金額がいくらになるか把握しているか。

(2) 大阪拘置所新営第2期工事監理業務

工事監理業務の業務内容に設計業務は含まれているのか。

実施設計業務と工事監理業務は、同じ会社が受注しても差し支えないのか。

(3) 平成29年度沖縄少年院・沖縄女子学園（仮称）新営工事等実施設計業務

本件は、駿府学園の実実施設計業務沖縄少年院等の実施設計の両方を行う業務であるとのことだが、これら

のように積算をして入札額を決めるのかは入札参加者に委ねられる部分である。本件については入札額が高い業者は予定価格を超えている一方、低入札となる入札額としている業者もあり、単純に低入札となったことを理由として、予定価格の積算が不適切であったとは考えていない。

工事費と違い、通常は内訳書の提出は求めているので不明であるが、低入札調査となった場合は、低入札調査の対象者に対して下請委託料の情報を提出させて確認している。

低入札調査において把握する下請委託料は、基本的に総額であり、その中に人件費をどれだけ計上しているか不明である。

工事監理業務の業務内容には設計業務は含まれていない。本件については設計業務である実施設計と工事監理業務は別々に発注を行っている。

実施設計業務の管理技術者と工事監理業務の管理技術者が別の者であれば同じ会社でも差し支えない取扱いとしている。

本来は駿府学園・沖縄少年院等の実施設計業務は全く別の案件であるが、契約相手先が同一の者であったことか

<p>の2施設はどのような関係にあるのか。</p> <p>2件の契約を一本化して契約することで経費の節減が図られるのか。</p> <p>随意契約であるにも関わらず、1回の見積合わせでかつ低い落札率となっているが、随意契約の相手方が今回の業務にかかる積算を行うにあたり、十分な情報提供を行っているのか。</p>	<p>ら、一括で契約を行ったものである。</p> <p>本来は別々の契約であることから、経費の節減が図られているとは言い難いが、2回の契約手続を1回で行えることから、契約手続での省力化が図られているものと考ええる。</p> <p>本件については、見積合わせを行うにあたり、業務内容を随意契約の相手方に適切に伝えていると考えており、今後も随意契約の相手方が適切な積算を行えるよう、十分な情報提供を行っていく。</p>
--	---